

合格 法令試験実施通知書

平成26年 月 日

殿

関東運輸局長



貨物自動車運送事業法第6条第3号の基準に定める審査に関して、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可申請の処理方針について」（平成15年2月28日公示）の規定により法令試験を下記のとおり実施しますので通知します。

記

1. 日時 平成 年 月 日（水曜日）

受付時間：13時15分～13時30分 ※時間厳守

試験時間：13時50分～14時40分（合否は、後日発表）

2. 場所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

1階 共用第二会議室

《交通の案内》 JR線桜木町駅下車 徒歩10分

みなとみらい線馬車道駅下車 4番出口すぐ

※当日、駐車場の用意はありませんので車でのご来場はご遠慮下さい。

3. 当日持参するもの

① 受験者本人であることを確認できる書面（運転免許証、パスポート等）
※写真付きで本人の確認ができるもの

② 筆記用具

③ 本通知書

4. 注意事項

① この法令試験は、貨物自動車運送事業法第6条第3項に規定する許可の基準に適合するかどうかを審査するために行われるものです。

② 受験者は、申請者又は申請者が法人である場合にあっては、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員のうち1名です。

③ 受験者本人の確認ができない場合及び試験開始後30分以上遅れて来場した場合には、受験できないことがあります。

④ 当日、都合により受験できない場合には、事前に連絡してください。なお、自己都合の場合は不合格となります。

⑤ 参考資料等の持ち込みはできません。なお、当日、出題範囲に係る関係法令の条文集を配布します。（当該資料は書き込み不可。試験終了後に回収。）

⑥ この法令試験については、本申請に対して2回まで受験することができます。なお、当日欠席される場合については不合格として取り扱い、次回の試験は当該試験日の翌月以降とし2回目扱いとなりますのでご注意ください。

5. 問い合わせ先

関東運輸局 自動車交通部 貨物課

TEL: 045-211-7248

(受付番号:)